

品川区

こども計画

概要版

こども・保護者・地域とともに創る
こどもまんなか・ウェルビーイングシティ しながわ

令和7年度～令和11年度



しながわ観光大使
Cinnamoroll

© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L655975



Shinagawa City
品川区

計画の概要

計画策定の趣旨

核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育て環境は厳しさを増している中、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行され、「こども大綱」が閣議決定されました。区ではこれまで「品川区子ども・子育て支援事業計画」と「品川区子ども・若者計画」の二つの計画により、子育て支援や子ども・若者への支援施策の推進に取り組んできました。本計画ではこれらを一本化し、全ての子どもの健やかな成長と子育て家庭の安心、区民のウェルビーイング実現を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づくこども計画にあたり、品川区の子ども・若者・子育て施策の総合計画となります。策定にあたっては、区の上位計画である「品川区基本構想」や「品川区長期基本計画」、その他「品川区教育振興基本計画」や「しながわ健康プラン21」、「品川区地域福祉計画」等関連計画とも整合を図り策定しています。

計画の対象

こども および その保護者を対象とします。

本計画でいう「こども」とは、子ども（乳幼児期から思春期までの者）、若者（思春期からポスト青年期以降の者）、および心身の発達過程にある者を含むものとします。

ただし、子どもや若者を明確に打ち出したい場合は、「子ども」、「若者」の語を用います。

また、法令や固有名詞などについては「子ども」、「子供」の語を用いる場合があります。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね18歳まで	青年期 概ね18歳～ 概ね30歳未満まで	ポスト青年期 概ね30歳～ 40歳未満まで	ポスト青年期以降 40歳～
こども					
子ども					
若者					

計画期間

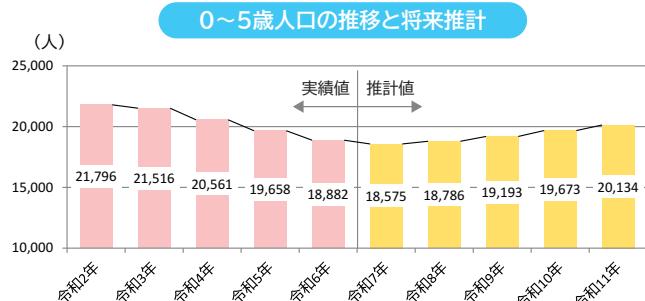
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

また、社会情勢の変化及び国や東京都の動向などを踏まえたうえで適宜見直しを行います。

品川区の現状と主な課題

統計データ

子どもの数の変化やニーズに応じて、
必要な施設を適切に整備していく必要があります

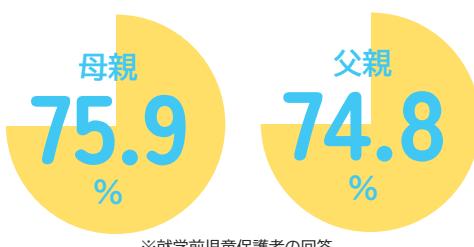


0～5歳人口は、令和2年以降減少しており、令和6年には、18,882人となっています。将来推計では、令和7年以降増加すると予想されています。

アンケート結果

仕事と子育ての両立を支える体制づくりが求められています

「教育・保育事業を利用して働きながら子育てしたい」割合



就学前児童保護者の7割以上が、「教育・保育事業を利用して働きながら子育てをしたい」と考えています。

「子どもの意見の尊重」という権利を知らない割合

子どもの権利について、理解を深める機会を増やすことが重要です



※「聞いたことはない」の回答

生きづらさを抱える
子ども・若者を
社会全体で支える仕組みが
求められます



※「よく感じた」と
「ときどき感じた」の合計

計画の体系

基本理念



こども・保護者・地域とともに創る こどもまんなか・ウェルビーイングシティしながわ

区は基本理念のもと、以下の5つの基本方針に沿って、各種施策を推進していきます。

基本方針1 妊娠初期からの子育ち・親育ちを支援する

取組の方向性 ➤

- (1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
- (2) 成長に応じた健康と医療の充実
- (3) 子どもの個性やニーズに応じた適切な支援
- (4) 多様な保育サービスと親子交流・体験機会の充実

基本方針2 子ども・若者の健全な成長・学びを支援する

取組の方向性 ➤

- (1) 子どもの人権の推進
- (2) 子どもの意見表明・参画の促進
- (3) 子どもの遊び場・居場所の充実
- (4) 多様な学びの支援
- (5) 活動・体験機会の充実

基本方針3 子ども・若者の自立と社会参加を推進する

取組の方向性 ➤

- (1) 主体的な社会参加機会の拡充
- (2) 若者の自立を地域全体で支える

基本方針 4 困難を抱える子ども・若者・家庭を支える地域の取り組みを推進する

取組の方向性 ➤

- (1) 生きづらさを感じる当事者の居場所づくりと家族への相談支援
- (2) ひとり親家庭への必要な支援
- (3) 生活困窮者家庭への必要な支援
- (4) 児童相談体制の充実と社会的養育の推進
- (5) 多様な相談窓口の整備と情報発信

基本方針 5 子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

取組の方向性 ➤

- (1) 安心して過ごせる社会環境の整備
- (2) 地域ネットワークの活用
- (3) 子育て施設の整備

妊娠初期からの子育ち・親育ちを支援する

妊娠期から子育て期の相談支援や医療費助成などによる経済的支援を行うとともに、多様な保育サービスの提供や親同士の交流機会の創出に取り組みます。これらを通じて、子育て家庭の不安軽減と安心して子育てができる環境づくりを進めます。

取組の方向性

妊娠から子育てにかかる
切れ目のない支援

重点
取組

子育て家庭への相談体制・支援の充実

- ・子育てネウボラ相談事業
- ・すぐそく赤ちゃん訪問事業 等

成長に応じた健康と医療の充実

重点
取組

保護者支援・ケアの充実

- ・妊婦健康診査
- ・乳幼児健康診査
- ・産後家事育児支援訪問費助成事業 等

子どもの個性やニーズに
応じた適切な支援

重点
取組

支援体制の確保

- ・医療的ケア児地域生活支援促進事業（愛称：インクルーシブひろばベル）
- ・特別支援児巡回相談 等

多様な保育サービスと
親子交流・体験機会の充実

重点
取組

保育サービスの充実

- ・「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育士向け研修
- ・巡回支援事業「のびしな支援隊」
- ・公・私立保育園地域連携推進事業
- ・私立保育園での一時預かり
- ・区立保育園 統括（SV）園・サポート一園の整備 等

重点
取組

親子交流・体験機会の充実

- ・親育ち支援事業
- ・子育て交流サロン 等



子ども・若者の健全な成長・学びを支援する

子ども・若者一人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性や確かな学力の形成を支援するとともに、体験や交流の機会を充実させます。家庭、地域、学校等と連携し、安心できる居場所づくりを進めるとともに、子どもの権利の理解を深めます。

取組の方向性

子どもの人権の推進

重点
取組

子どもの人権の推進

- ・アプリを活用した普及啓発
- ・いじめ防止に向けた取組み 等

子どもの意見表明・参画の促進

重点
取組

子どもの意見反映の機会の確保

- ・子ども会議
- ・アンケート調査・ヒアリング調査の実施 等

子どもの遊び場・居場所の充実

重点
取組

子どもの居場所や食の支援

- ・児童センター事業
- ・子ども食堂支援 等

多様な学びの支援

重点
取組

多様な学習機会の確保

- ・学校教育のICT推進
- ・市民科教育
- ・エコルとごしでの環境学習講座・展示
- ・高校生奨学金貸付事業 等

活動・体験機会の充実

重点
取組

子どもの活動機会の充実

- ・子ども冒険ひろば事業
- ・荏原地区外遊び事業
- ・少年少女スポーツ大会 等

子ども・若者の自立と 社会参加を推進する

すべての子どもや若者が自立した個人として健やかに成長できる環境を整備し、失敗してもやり直しができる社会づくりを推進します。また、若者に多様な機会を提供し、幅広い視野での挑戦を支援しながら、地域社会への参加を通じてキャリア構築をサポートします。

取組の方向性

主体的な
社会参加機会の拡充

重点
取組

社会参加機会の拡充

- ・ジュニア・リーダー教室
- ・児童センター事業 等

若者の自立を
地域全体で支える

重点
取組

就職支援の促進

- ・就職支援事業 等



計画策定のための取り組み

品川区こども会議の開催

品川区こども計画の策定にあたり、計画の対象となる子ども・若者、子育て世帯の意見を反映させるため、「品川区こども会議」を実施しました。第1回は中高生、第2回は小学生とその保護者が集まり、区長・副区長を交えた意見交換や、グループでまとめた意見の発表をしました。

区では、令和7年度以降も「こども会議」の実施により、子どもの意見表明・参画の機会の確保に取り組みます。





困難を抱える 子ども・若者・家庭を支える 地域の取り組みを推進する

困難を抱える子ども・若者とその家族への支援を行い、一人ひとりの成長に配慮した支援を提供します。環境や経済状況による格差をなくすため、家庭・地域・行政が協力して環境整備に取り組みます。また、地域ぐるみで子育て支援を推進し、児童相談所等と連携して虐待防止の基盤を強化します。

取組の方向性

生きづらさを感じる当事者の居場所づくりと家族への相談支援	重点取組 若者への相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・子ども若者応援フリースペース・エールしながわ 等
ひとり親家庭への必要な支援	重点取組 ひとり親の自立支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・母子・父子自立支援プログラム策定事業・ひとり親家庭相談 等
生活困窮者家庭への必要な支援	重点取組 生活困窮者家庭の自立支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者支援事業・しあわせ食堂事業 等
児童相談体制の充実と社会的養育の推進	重点取組 虐待防止体制の確保 <ul style="list-style-type: none">・養育支援訪問事業・品川区児童相談所の運営・里親登録推進 等
多様な相談窓口の整備と情報発信	重点取組 多様な相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラー支援事業・児童相談事業・にじいろ相談（LGBTQ 専門相談）等

子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

子ども・若者が居心地よく過ごせる環境づくりのため、地域のコミュニティや支援団体の活動を支援します。また、分野を超えた連携とネットワークを強化し、地域社会全体で子ども・若者の成長を見守り、支える体制を整備します。

取組の方向性

安心して過ごせる 社会環境の整備

重点取組

子どもが安心して過ごせる社会環境の整備

- ・児童見守りシステム
- ・地域団体による防犯カメラの設置等 等

地域ネットワークの活用

重点取組

地域との連携の促進

- ・青少年委員会の活動支援
- ・青少年対策地区委員会の活動支援
- ・町会・自治会への活動支援 等

子育て施設の整備

重点取組

子育て施設の整備

- ・区立保育園の改築
- ・児童センターの改築 等

計画策定のための取り組み

団体ヒアリング調査の実施

品川区こども計画により実効性のある計画にするため、子ども・若者、子育て支援の現場に置ける取組の実態や、ニーズの把握を目的として、区内で活動する7団体にヒアリング調査を実施しました。

近年の子ども・若者、保護者を取り巻く環境の変化をはじめ、子どもの居場所や活動機会の創出、団体間・行政との連携、子どもの権利の尊重の重要性を感じている団体が多くいました。

区では、引き続き、地域や関係機関等との連携により、子ども・若者、保護者を地域全体で見守り、支えるまちづくりの推進に取り組みます。

教育・保育の量の見込みと確保方策

－ 第三期品川区子ども・子育て支援事業計画 －

本計画は、国が示す基本指針に即して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みや提供体制の確保のための取組を示します。

教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

教育・保育施設、地域型保育事業においては、計画期間において必要な整備を進め、提供体制の確保を図ります。

区立保育園

各地区的量の見込みや施設の老朽度等を総合的に考慮し、定員の見直しや統合を含めた再整備を図ります。

区立幼稚園

行政経営資源を有効活用する観点から、利用状況等を見据えながら単独園の閉園を進めていくとともに、幼保一体施設においては0歳から就学前までの一貫した保育・教育活動の一層の充実を図ります。

私立保育園

引き続き開設や受け入れ拡大の支援を実施していくとともに、区立保育園との連携を強化し、区全体の保育の質の向上を図ります。

私立幼稚園

区の幼児教育の中核を担う重要な役割を果たしており、今後も幼児教育の質の向上に向けて必要な支援を実施します。

图表:各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

(人)

教育・保育認定区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 3~5歳児 教育標準 時間認定	量の見込み①		1,929	1,904	1,818	1,820	1,855
	確保方策 計②		3,496	3,496	3,496	3,496	3,496
	(内訳)	教育・保育施設	932	932	932	932	932
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	2,564	2,564	2,564	2,564	2,564
2号認定 3~5歳児 保育認定	量の見込み①		6,053	5,992	5,890	6,081	6,412
	確保方策 計②		6,974	7,040	7,097	7,214	7,250
	(内訳)	教育・保育施設	6,889	6,955	7,012	7,129	7,165
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		その他	85	85	85	85	85
	②-①		921	1,048	1,207	1,133	838
3号認定 0~2歳児 保育認定	量の見込み①		5,232	5,536	6,030	6,254	6,299
	確保方策 計②		5,955	6,005	6,125	6,280	6,310
	(内訳)	教育・保育施設	5,022	5,081	5,141	5,236	5,266
		地域型保育事業	238	229	229	229	229
		その他	695	695	755	815	815
	②-①		723	469	95	26	11

地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施するものです。

以下の事業について提供体制の確保を図ります。

- | | |
|---|------------------------------|
| ① 利用者支援に関する事業 | ⑩ 子育て援助活動支援事業 |
| ② 時間外保育事業 | ⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業 |
| ③ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ④ 子育て短期支援事業 | ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 児童育成支援拠点事業 |
| ⑥ 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（子育て世帯訪問支援事業を含む） | ⑮ 親子関係形成支援事業 |
| ⑦ 地域子育て支援拠点事業 | ⑯ 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付 |
| ⑧ 一時預かり事業 | ⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| ⑨ 病児保育事業 | ⑱ 産後ケア事業 |

赤色の6つの事業は、法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

しながわネウボラネットワーク

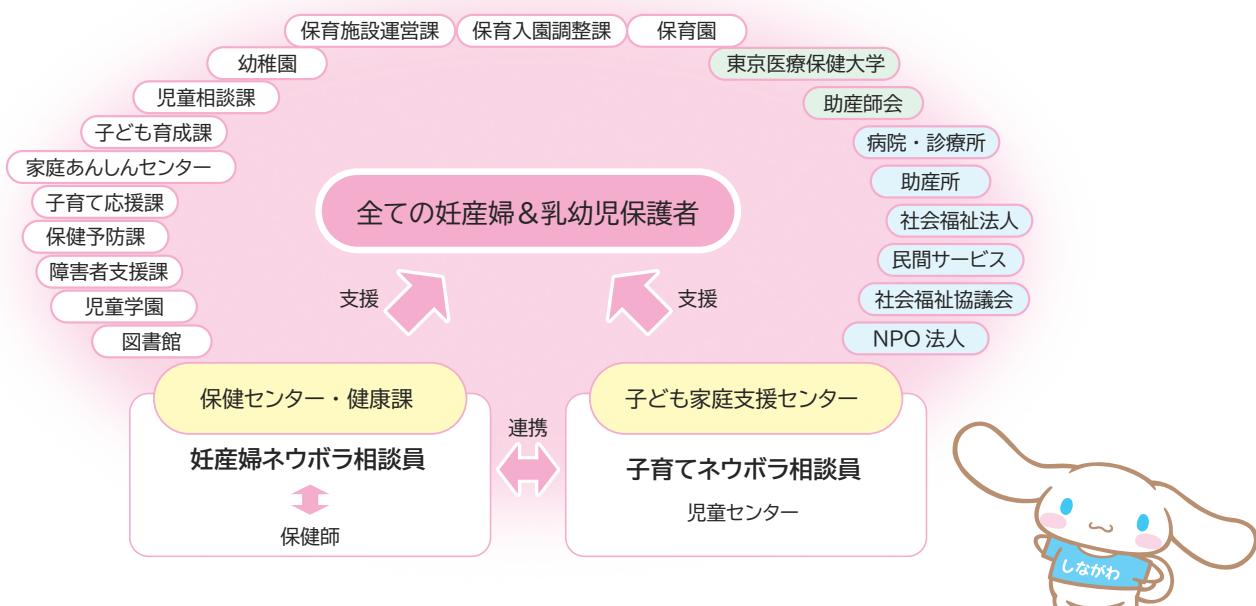
「しながわネウボラネットワーク」とは、子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うしくみです。

妊娠から就学前まで、各関係機関が連携しながら、相談やサポートを行います。

主な事業

- 妊娠期からの相談事業 全妊娠面接
- 産後の家事育児支援の利用助成
- 産後ケア事業
- 子育てネウボラ相談
- 生活一体型一時保育の拡充 等

図表:しながわネウボラネットワーク イメージ図



子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約は、子どもを「保護される存在」から「権利をもつ主体」として位置づけた条約です。子どもは生まれながらに人権をもち、おとなと同じく一人の人間として尊重されるべき存在です。また、同時に、成長過程にある子どもならではの権利も定められています。

この権利を守る責任は国や大人にあり、家庭、学校、地域社会など、あらゆる場面で子どもの最善の利益を考え、その実現に努めることが求められています。

子どもの権利条約には、4つの基本的な考え方があり、これらは条文にある権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考える時に併せて考えることが大切であるとされています。

差別の禁止

すべての子どもは、どんな理由でも差別されず、条約に定める全ての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに関わることをするときは、「その子どもにとつて最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、成長できるように、医療、教育、生活の支援を受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係することについて、自由に意見を表すことができ、大人はその意見を十分に考慮します。



計画策定のための取り組み

本計画の策定過程においても、子ども・若者の声に耳を傾け、その思いを計画に取り入れました。

品川区

こども計画

概要版

発行年月

令和7年4月

発行

品川区

編集

品川区子ども未来部子ども育成課